

第 389 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 8 日 14 時 00 分～15 時 30 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 6 年 2 月 29 日
4. 告示年月日 令和 6 年 2 月 29 日
5. 出席者  
(委 員) 植木 忠勝、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、水主川 澄男、  
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄  
(事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、大崎係長  
( 県 ) 対馬振興局水産課 中村主事、濱口技師
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議題  
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)  
第 2 号議案 区画漁業の免許について (諮問)  
第 3 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に  
ついて (諮問)  
第 4 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び同別紙 1 - 2 第 4  
の別に定める「くろまぐろ」の変更について (協議)  
第 5 号議案 対馬海域あまだい資源管理に係る委員会指示発出の要請に  
ついて

9. その他

10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局

ただ今より、第 389 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長

(会長挨拶)

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局

本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、第 1 号議案及第 3 号、第 4 号議案において説明をするため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。対馬振興局水産課 中村主事でございます。対馬振興局水産課 濱口技師でございます。

会 長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「植木委員」と「川本委員」をお願いします。

会 長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)

第2号議案 区画漁業の免許について（諮問）

第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）

第5号議案 対馬海域あまだい資源管理に係る委員会指示発出の要請について

その他

となっております。

会 長

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。

（諮問文朗読）、

なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。

（局水産課より概要説明）

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員

7ページの中ほどに船舶数が「4」、8ページの第5には「10隻」と書いてあるが、説明してほしい。

事務局

8ページに書いてある「10隻」は、許可証を発給できる最大の数。7ページの「4隻」は今回許可の要望があった数です。

阿比留委員

追加ということか。

事務局

許可を発給出来る最大数が10隻の内、今回要望があったのが4隻という事です。

阿比留委員

そういうことですね。分かりました。

事務局

他にご意見等ございませんか。

神田委員

前にも聞いたと思うのですが、はえなわ式あなごかご漁業についてですが、共同漁業権内の漁業ですよね。これで資格が「対馬市に住所が有する者」とあるが、「共同漁業権を管轄する漁協の組合員である者」などにした方がよいのではないか。仮に対馬市内の他地区から申し込みがあったらどうするのか。

事務局

7ページの申請書類の中に、「共同漁業権者の同意書」があり、本書を貰う事によって、解決出来るかと考えております。

神田委員	共同漁業権管轄の漁協が同意書を出さなかったら無理って事ですね。分かりました。
会 長	いいですか。他にご意見ございませんか。
阿比留委員	もう一ついいですか。もじゃこすくい網を許可されている者は対馬にいますか。
事務局	今のところはいません。
阿比留委員	はい。
事務局	他にご意見等ございませんか。
会 長	ご意見等ないようですので、第1号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、引き続き、第2号議案「区画漁業の免許について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。 まず、資料をご覧ください。 （諮問文朗読）（事務局から説明） 審査については1件ごとに行うこととなっておりますので、個別に審査結果を説明させていただきますが、本日は時間も限られておりますので、この審査表に沿って漁場計画番号と免許申請者、漁業種類を読み上げ、免許申請の結果をご説明させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
会 長	ただいま、事務局から、第2号議案の説明について、審査表に沿って免許申請の結果を報告する旨、説明がありましたが、この説明方法にご異議ありませんか。
委 員	異議なし
事務局	ありがとうございます。 それでは、申請結果をご説明いたします。

(第2号議案の説明を開始)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 ありません。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第2号議案「区画漁業の免許（諮問）」の答申のとりまとめを行います。

事務局から漁業権ごとに説明があり、審査していただきましたが、答申につきましてはとりまとめて採決することとしてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議もないようですので、提案のとおりで答申のとりまとめを行いたいと思います。

第1種真珠養殖業の対区計第3502～3505号、以上4件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議もないようですので、区画漁業4件につきましては、いずれも適格性ありとして免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その後資料に基づき説明いたします。資料をご覧ください。

(諮問文朗読、概要説明)

なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。

(局水産課より概要説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第3号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から協議文がきておりますので、朗読させていただきます。その後資料に基づき説明いたします。資料をご覧ください。  
(協議文朗読、概要説明)  
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。  
(局水産課より概要説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員 資料を見ると、小型魚も大型魚も前年から数量が減っているのはなぜか。

事務局 この新旧対照表では、右側の数字は、前年の最終の県の数量であり、当初配分に加え、追加配分がプラスされた数字となっております。そのため、当初配分のみの令和6管理期間の数字と比較すると、減っているように見えます。

阿比留委員 ということは、令和6管理期間もこれまでと同様、追加の可能性があるということですね。

事務局 その通りでございます。

阿比留委員 分かりました。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針 別紙1-1第4及び同別紙1-2 第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第4号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。  
続きまして、第5号議案「対馬海域あまだい資源管理に係る委員会指示発出の要請について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局	対馬海域あまだい資源回復計画作成協議会から要請書がきておりますので朗読させていただきます。その後、資料に基づき説明いたします。資料の要請書をご覧ください。 (要請文朗読) (事務局から概要説明)
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第5号議案「対馬海域アまだい資源管理に係る委員会指示発出の要請について」は、指示原案どおり対馬海区漁業調整委員会指示を発動することにご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、第5号議案については、指示原案により、委員会指示を発動することに決定します。
会 長	以上で本日の議題は終了しました。 続きまして、「その他」といたします。その他(1)「知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針の変更(報告)」の説明を求めます。
事務局	(概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	まいわしやあじ、さばについては、地区毎に配分量の設定はないのでしょうか。県全体だけですか。
事務局	地区毎はなく、漁業種類でなされています。県内漁獲の大宗を占める中型まき網にのみ配分がなされています。中型まき網以外は現行水準であり、数量の明示はありません。
植木委員	対馬にもまき網があるので、もしかしたら問題があるかと思って聞きました。
事務局	対馬の中型まき網は、中型まき網の配分の中に含まれております。
植木委員	ここ1、2年、春先に、まいわしが増えているので聞いてみました。分かりました。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員	なし。

会 長 続きまして、その他（２）「知事管理漁獲可能量の変更（報告）」、について事務局の説明を求めます。

事務局 （概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 漁獲可能量については、国の留保枠とか大臣枠・県枠とか、枠がいっぱいあるが、それで果たして資源管理になっているのかと私は感じている。魚市場に話を聞けば、大中まきは枠をいっぱい持っていて、儲かっているところの話でなく、笑いが止まらないほどだと。一方、沿岸漁業者はもう枠がないと言って、何にしてもクロマグロにしても厳しい状況。こういった状況を踏まえると、国の政策がおかしいのではないかと、私は個人的に感じている。その辺が納得がいかない。

事務局 TAC 配分の数量でございますが、基本的には国の資源評価に基づいた数量であり、その数量を守っていただければ、漁獲量が最大になるところまで、回復出来るという考えに基づき配分されている数量でございます。計算方法等は国の研究機関等でなされており、この管理数量の中であれば合理的に漁獲しながら資源を増大させていけるとの国の判断であると理解しています。  
まず、国全体の TAC 漁獲量は資源評価に基づいて科学的な見地の元で、MSY という最大の生産量を得るために、TAC が設定されています。過去の実績等に基づいて大臣管理漁業や各県へ割り振りを行うと、ある所は獲れる・獲れない、ある漁業には獲れる・獲れないと偏りが出てくる事もあります。そこは TAC のやり方を改善もしてきていて、今回の場合、留保が大きな財源でしたけれども、昨年でいうと大臣管理枠から各県へ配分されていたりと、お互いが連携を取りながらやっていこうという方法が大分出来てきております。

会 長 他にご意見ございませんか。

委 員 （なし）

会 長 続きまして、その他（３）「令和４年対馬海区漁業調整委員会指示第４号にかかる承認実績等について（報告）」、について事務局の説明を求めます。

事務局 （概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 （なし）

会 長 続きまして、その他（４）「令和５年対馬海区漁業調整委員会指示第１号にかかる承認実績等について（報告）」について事務局の説明を求めます。

事務局

(概要説明)

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

(なし)

会 長

県から何かございませんか。

事務局

一点、直近で動きがあり、今回の資料配布に間に合わなかったのですが、簡単に説明したいと思います。

すでに業界誌で取り扱われているようですが、対馬にも関係しているまだいの日本海西・東シナ海系群について、水産庁から令和7年1月からTAC導入するとの表明がありました。

3月5日、福岡市で資源管理方針に関する検討会、通称ステークホルダー会合が実際の対面とウェブでの出席の併催で行われました。ご存知の通り令和2年12月の改正漁業法の施行から、資源管理が大きなウェイトを持っている中で、TAC魚種の拡大が進められてきていたところでは。

今年の1月からかたくちいわし・うるめいわしのTAC拡大が実際に始まって、次の魚種への拡大に向けて水産庁が進めていたところでは。具体的な方法論や漁獲報告の体制、遊漁の問題については意見が出ていて、本県からも関係漁協や県の水産部からも、かなり意見を出してきました。

最終的に、水産庁の取りまとめの中で、令和7年1月からまだいがTAC管理に進むという事が表明されました。具体的には既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、ステップアップ方式に基づく管理が行われるという事では。

ステップ1を1年目、ステップ2を2年目、ステップ3を3年目に行うのですが、ステップ1は今も漁協からいただいている漁獲報告を法の義務化に基づく報告という形にワンランク上げるという事になります。

国全体のTACの数量は決まるのですが、数量の設定、各県への配分は行われず、今のかたくちいわし、うるめいわしと同じような管理を行うことになり、採捕停止にはなりません。

しかし、この1年間で実際に漁獲報告がきちんと体制整備ができるか、遊漁の問題など、課題を抽出しながら次のステップ2へ移行します。ステップ2はほぼTACの施行となります。

また、水産庁はこれまで行われていた魚種に加えて、国全体の漁獲量の8割を目標にTAC魚種を増やそうとしています。長崎県の関係する魚種についてはまだい・ぶり、とらふぐ、ひらめ、さわらなどが影響してくるところです。その中の大きな1つの動きとして、令和7年1月からまだいをTAC管理すると表明したところでは。併せて、まだいよりもさらに対馬に関係が深いと思われるぶりについて、国はTAC導入を進めていこうとしています。ステークホルダー会合が今度3月19日に東京で開催され、ウェブで併催されます。ぶりについても国の表明が考えられますので、必要のご意見等を言って頂くために、3月19日のステークホルダー会合へ積極的に参加して頂いて必要のご意見を言っていただければと思っております。

植木委員 | ステークホルダー会議の前に漁協で話したのですが、手が回らないので中々対応ができないと言われた。それで振興局に伺えば、ステークホルダー会議にはウェブ参加が可能か。

事務局 | はい。振興局でウェブの設定をして参加しておきますので、そこに来ていただき一緒に会議に参加するということは構いません。併せて、特に植木委員にはまだい、ぶりについては、これまでも対馬の代表としてご意見を頂いておりますので、会議の前に出来る限り、今回の会合の資料のポイントなどを事前説明したいと思っております。

神田委員 | 令和7年1月からまだいが、かたくちいわし・うるめいわしと同じようにTAC魚種になるよ。という事でよいでしょうか。

事務局 | そういことです。

会 長 | 他に何かございませんか。

委 員 | (なし)

会 長 | それでは、以上をもちまして、第389回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。

(15時30分 終了)